

令和 4 年 6 月 14 日現在

機関番号：32617

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2021

課題番号：17K03456

研究課題名（和文）従属会社の少数株主保護のための法規制に関する比較法研究

研究課題名（英文）Research on Comparative Law Approach to Protection of Minority Shareholders of Subsidiary Companies

研究代表者

坂本 達也（Sakamoto, Tatsuya）

駒澤大学・法学部・教授

研究者番号：50389235

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,500,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、従属会社の少数株主保護という観点から、イギリスおよび日本における規制について、比較、検討をし、日本法への示唆を得た。本研究では、支配従属関係が再編される局面を考慮して、イギリスにおいて企業組織再編のために機能する法制度を考察し、また、支配従属関係にある会社間においてなされる取引の公正性を確保するための法制度を考察し、日本法への示唆を提示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、主にイギリス法における従属会社の少数株主保護を目的とした法規制について考察をするものである。これまでの日本における結合企業法制度についての比較法研究は、主にドイツ法およびアメリカ法を対象として進められている。本研究の意義は、イギリス法における従属会社の少数株主保護に関する研究分野について考察をし、日本法への示唆を提示する点である。

研究成果の概要（英文）：This research examines legal frameworks of the UK and Japan for the protection of minority shareholders of subsidiary companies. This research takes a look at, first, the legal system of Arrangement and Reconstruction under the Companies Act 2006 of the UK in consideration of reorganizing controlling and controlled relationship of companies, and second, legal frameworks to ensure the fairness when transaction is done between controlling companies and controlled companies, and then, submits some suggestions to adopt regulations to protect minority shareholders of subsidiary companies.

研究分野：会社法

キーワード：結合企業法 少数株主保護 商法

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

## 1. 研究開始当初の背景

日本においては、平成 17 年に会社法が成立し、組織再編について規制を緩和した会社法について、同法が成立する際に、結合企業法制度の検討が課題であるという附帯決議が議会において付された。平成 20 年に開催された日本私法学会第 72 回大会では、「企業結合法の総合的研究」と題したシンポジウムが開催され、結合企業法制度について議論がされた。平成 26 年の会社法の改正においては、結合企業に関連した制度として、多重代表訴訟が導入されたが、これは、支配会社（親会社）側の株主保護のための制度である。従属会社における少数株主等の保護は、長い間、議論されているが、依然として従属会社の少数株主保護のための法規制の整備は進んでいない。

本研究の研究代表者は、結合企業法制について、主に日本法およびイギリス法について比較検討をするという研究活動をしている。研究代表者は、平成 21 年度に、全国銀行学術研究振興財団より助成を受けて、『影の取締役の基礎的考察』（多賀出版、2009 年）（以下、本応募書類において、書籍という。）を公表し、同年度 10 月には、日本私法学会第 73 回大会において、書籍に基づいて「イギリスにおける影の取締役制度」と題して研究報告をした。研究代表者は、結合企業法制度の研究活動について、平成 22 年の助成として、全国銀行学術研究振興財団より研究助成を受けた。また、研究代表者は、上記の書籍により、平成 23 年に第 15 回大隅健一郎賞を受賞した。研究代表者は、「支配会社の従属会社の労働者利益への配慮義務に関する考察」法学雑誌 59 巻 1 号 36 頁～92 頁（2012 年）、「イギリスにおける企業組織再編制度」沖繩法政研究 13 号 43 頁～68 頁（2010 年）および「イギリス法における事業の移転と労働者保護」ビジネス法務 11 巻 1 号 113 頁～116 頁（2011 年）を公表し、イギリス法における結合企業に関する規制について、会社法の視点から労働者保護のための規制を検討した。さらに、研究代表者は、「イギリス会社法におけるスクイーズ・アウトとセル・アウトに関する考察」北村雅史＝高橋英治編『グローバル化の中の会社法改正』法律文化社 272 頁～293 頁（2014 年）、「イギリス会社法における監査役制度に関する考察」静岡大学法政研究 20 巻 1 号 1（68）頁～27（42）頁（2015 年）、「イギリス会社法における検査役制度に関する考察」静岡大学法政研究 20 巻 3 号 339（98）頁～374（63）頁（2016 年）および「従属会社の少数株主の退出に関する考察」静岡大学法政研究 20 巻 4 号 1（160）頁～30（131）頁（2016 年）等を公表し、イギリスにおける法制度について検討を加え、日本における従属会社の少数株主保護について、日本法への示唆を提示してきた。本研究は、以上のような研究代表者のこれまでの研究活動および研究成果を基礎にして、従属会社の少数株主保護を目的とした法規制について、イギリス法を中心とした外国法からの示唆を得る形により、日本における従属会社の少数株主保護のための法規制の将来像を提示する。

## 2. 研究の目的

本研究は、以上のようなこれまでの研究代表者の研究活動および研究成果を基礎にして、従属会社の少数株主保護という観点から、イギリスおよび日本を中心とした欧米諸国における企業組織再編に関する規制、支配会社への責任規制等の法規制について、比較、検討し、日本法への示唆として、日本における従属会社の少数株主保護のための規制を提示し、さらに、本研究の研究成果を基礎にして、日本における従属会社の少数株主保護のための総合的な規制を提示することを目的とする。日本においては、これまでの従属会社の少数株主保護のための法制度の研究はドイツ法とアメリカ法を中心として行われている。本研究は、イギリス法について研究し、これまで日本において展開されているドイツ法、アメリカ法およびイギリス法を比較検討すること

により、従属会社の少数株主保護を目的とした法規制を提示する。

### 3. 研究の方法

本研究は、従属会社の少数株主保護という観点から、イギリス法および日本法の比較および検討をし、日本法への示唆を得るという方法で研究を行う。本研究は、(1) 企業組織再編に関する規制、(2) 従属会社における開示に関する規制についての考察という構成をとる。本研究においては、第一に、上記(1)について、イギリス法および日本法の文献を精読し、両国の制度を比較検討し、研究成果として論文を公表している。第二に、上記(2)について、上記(1)と同様の方法で、研究を進め、研究成果を論文として公表している。

### 4. 研究成果

#### (1) 企業組織再編に関する規制

会社法においては、企業グループの再編成が行いやすい法制度を整備している。組織再編制度を用いることにより、従属会社から少数株主が締め出され、従属会社に少数株主が存在しなくなるという意味で、支配従属関係は解消される。独立当事者間の組織再編行為とは異なり、支配従属関係の解消を実現する組織再編行為については、長年支配従属関係にある会社どうしが取引を繰り返し、取引を通じて従属会社の企業価値が不当に低下されていたという状況で両社が合併する場合には、公正な合併比率が定められることが確保されるべきであること、合併比率の交渉について支配会社が従属会社の取締役に対し影響力を行使しうることから、合併比率の公正に疑念が生じやすく、従属会社の少数株主保護が考慮されるべきであること、さらに、従属会社の取締役会が支配会社の影響力の下にあることから、当事会社に関する情報が企業内部情報として株主に開示されない危険があることが指摘されている。以上のようなことが指摘されている企業組織再編行為に関して従属会社の少数株主保護の必要性を意識して、イギリス会社法における整理および改造制度について研究を加え、日本法の示唆として、支配会社および従属会社間の組織再編行為については専門家の報告書の作成と株主への開示等の必要性を提示している。

#### (2) 従属会社における開示に関する規制

支配会社と従属会社との間の取引は、支配会社が支配的地位を利用して従属会社に損害を被らせる一方、自らは利益を得るといった危険が存在しており、従属会社の少数株主保護が考慮されるべき行為の一つである。従属会社の少数株主保護を強化するために、支配会社と従属会社間の取引に関して、一定の要件を充たす場合には、支配会社に対し従属会社への損害賠償の責任を課するという責任規制を設けることも考えられる。仮にそのような責任規制があれば、その規制に基づいて責任追及するために、または責任追及するかどうかを決めるために、従属会社の少数株主は情報収集をする必要がある。開示制度は、これを助けるために機能することを求められる。また、開示制度が、支配会社と従属会社間における不当な条件での取引等の存在の発覚の可能性を高めるのであれば、同制度は、そのような発覚を恐れる支配会社によるそのような条件での取引等の実現を抑止するためにも機能するであろう。このような問題意識に基づいて、イギリス会社法における利益相反取引に関する開示規制について考察を加え、日本法への示唆として、支配会社および従属会社間の取引のうち重要な財産の取引についての開示の必要性、支配会社および従属会社間の取引に関する取引の条件等について従属会社側に情報が残り、この情報は監査役や株主の閲覧・謄写請求の対象となる仕組みの必要性を提示している。

以上の分野についての本研究の成果の特色には、イギリス法における従属会社の少数株主保護

を目的とした法規制について比較研究を行う点がある。本研究は、研究代表者のこれまでの研究活動を基礎にして、イギリス法における従属会社の少数株主保護に関連づけられる少数株主保護について考察を進める。上述のように、これまでの日本における結合企業法制度についての比較法研究は、主にドイツ法およびアメリカ法を対象として進められている。本研究は、イギリス法における従属会社の少数株主保護に関する研究分野について考察を行うものであり、本研究の考察および研究代表者のこれまでの研究成果に基づいて、日本における従属会社の少数株主保護を強化するための法規制を提示している。

本研究では、上記の(1) 企業組織再編に関する規制および(2) 従属会社における開示に関する規制について研究成果を提示している。本研究成果の意義は、研究代表者のこれまでの研究活動に基づきイギリス法における法制度について研究が進められ、これまでの研究成果とともに、日本の結合企業法制度において多方面における分野について研究成果が公表されていることである。本研究は、日本における従属会社の少数株主保護について将来の立法のための提言をしている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 坂本達也	4. 巻 なし
2. 論文標題 支配従属会社間の取引についての従属会社における開示に関する若干の考察	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 齊藤真紀ほか編『企業と法をめぐる現代的課題』商事法務	6. 最初と最後の頁 211頁～231頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 坂本達也	4. 巻 18(1)
2. 論文標題 支配従属会社間の組織再編における従属会社の少数株主保護	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 駒澤法学18(1)	6. 最初と最後の頁 78(23)-50(51)
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 坂本達也	4. 巻 1554
2. 論文標題 匿名組合における営業者の善管注意義務	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 金融・商事判例	6. 最初と最後の頁 2-7
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 坂本達也	4. 巻 2389(720)
2. 論文標題 株式譲渡契約上の価格調整条項に基づく譲渡価格の減額と表明保証違反に基づく売主の損害賠償責任	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 判例時報（判例評論）	6. 最初と最後の頁 159(13)-164(18)
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 坂本達也ほか	4. 巻 なし
2. 論文標題 The Protection of Minority Investors and the Compensation of Their Losses	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Pierre-Henri Conac and Martin Gelter edited, Global Securities Litigation and Enforcement, Cambridge University Press	6. 最初と最後の頁 909-943
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 坂本達也	4. 巻 56
2. 論文標題 特例有限会社の任期の定めのない取締役の解任と会社法三三九条二項の損害賠償請求	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 私法判例リマークス	6. 最初と最後の頁 94-97
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------